

「保育政策等に関する公開質問状」への回答

公明党京都府本部

1. 保育士の待遇改善について

これまで積み上げてきた処遇改善に加え、政府・与党としての取組である「ニッポン一億総活躍プラン」にもとづき、保育士給与の2%相当、技能・経験を積んだ保育士について現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差解消にむけた追加的な処遇改善に取り組みます。全産業の男女労働者間の賃金差解消も含め、更に必要に応じた処遇改善に取り組みます。キャリアアップの支援、短時間勤務や育児休業取得など、保育士が働きやすい環境を総合的に整備してまいります。

2. 保育の受け皿拡充について

待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するため、認可保育所を推進するとともに、小規模保育や事業所内保育など新たな受け皿も拡充すべきと考えます。

3. 原発再稼働への考え方について

再稼働については、原子力規制委員会が策定した厳格な規制基準を満たしたうえで、立地自治体等関係者の理解を得て判断すべきと考えます。また、地域住民の不安を一掃するような自治体の避難計画が充実したものとなるよう支援します。原発の新設を認めず、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化を図り、原発に依存しない社会・原発ゼロをめざします。

4. 平和安全法制並びに憲法改正の必要性・是非について

(1) 平和安全法制について

平和安全法制の目的は、憲法9条の下、専守防衛の基本理念に則り、厳しい安全保障環境の下で国民の生命と平和な暮らしを守ることです。もっぱら他国防衛のための集団的自衛権の行使は、公明党が訴え、法律に明記された「自衛の措置の新3要件」があるため許されません。また、国際平和への貢献に関しても、人道復興支援や後方支援の分野で協力を進めます。

(2) 憲法改正の必要性・是非について

公明党は「人類普遍の原理」というべき、国民主権主義、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3原理を骨格とする憲法を、優れた憲法であると積極的に評価しています。3原理は将来とも変えるべきではありません。

しかしながら、憲法も法規範である以上、新しい時代に対応した改正があつてしかるべきとの立場です。憲法の施行時には想定できず、憲法改正しか解決方法がないような課題が明らかになる可能性もあります。公明党は改正について、現行憲法を維持した上で、改正が必要になった場合に新たな条文を“付け加える”形の加憲という方法を主張しています。

公明党は加憲のテーマとして、環境権などの新しい人権、地方自治の拡大などを党内で議論してきました。今後、何を加憲の対象にすべきかについてさらに党内論議を深めるとともに、衆参両院に設置されている憲法審査会で時間をかけて十分な議論を行ってまいります。そして、国民的議論をさらに深める必要があると考えます。